

第十回国会 郵政委員会 議 録 第六号

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)

午後二時十九分開議

出席委員

委員長 池田正之輔君

理事白井 佐吉君 理事風間 啓吉君

理事吉田 安君 理事受田 新吉君

石原 登君 高木 松吉君

玉置 實君 坪川 信三君

降旗 徳弥君 山本 久雄君

土井 直作君 林 百郎君

出席國務大臣

郵政大臣 田村 文吉君

出席政府委員

郵政事務次官 山本 猛夫君

郵政事務次官 大野 勝三君

郵政事務官 浦島喜久衛君

(郵務局長)

郵政事務官 白根 玉喜君

(貯金局長)

郵政事務官 金丸 徳重君

易保險局長)

委員外の出席者

郵政事務官 松井 一郎君

(大臣官房 人事部長)

専門員 稲田 穂君

専門員 山戸 利生君

三月十三日

委員椎熊三郎君及び長谷川四郎君辞任につき、その補欠として吉田安君及び園田直君が議長の指名で委員に選任された。

同月十四日

委員園田直君辞任につき、その補欠として椎熊三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員受田新吉君辞任につき、その補欠とし、坂本泰良君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日

委員椎熊三郎君及び坂本泰良君辞任につき、その補欠として園田直君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十日

委員飯塚定輔君辞任につき、その補欠として平澤長吉君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日

委員高木松吉君辞任につき、その補欠として犬養健君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大養健君辞任につき、その補欠として、高木松吉君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十六日

委員山本久雄君及び園田直君辞任につき、その補欠として稲田直道君及び小川半次君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲田直道君辞任につき、その補欠として山本久雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員柄澤まき子君辞任につき、その補欠として林百郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月十二日

吉田安君及び受田新吉君が理事に補欠当選した。

留守家族等接護の切手発行に関する請願(庄司一郎君紹介)(第一一八八号)

鳥海郵便局に集配事務並びに電話交換事務開始の請願(山本猛夫君紹介)(第一二五九号)

同月十六日

簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願(三木武夫君紹介)(第一三二四号)

同(玉置實君紹介)(第一三四四号)

農産種苗のカタログ郵送料引下げに関する請願(高木吉之助君外一名紹介)(第一三九四号)

同月二十二日

能代市豊祥台地区に郵便局設置の請願(石田博英君紹介)(第一五一八号)

同月十五日

簡易保険郵便年金の積立金運用に関する陳情書(香川県川添郵便局長星野義人外二十二名)(第三七〇号)

同(大阪府東淀川郵便局長宮武茂隆)(第四三二二号)

同月二十二日

簡易保険郵便年金積立金運用に関する陳情書(徳島県岩倉郵便局長松田善美外二名)(第四四〇号)

同(大阪府住吉郵便局長今木末吉外一名)(第四四一四号)

同日

同(大阪府横山郵便局長池辺藤重郎外十六名)(第四四二二号)

同(大阪府大岩郵便局長越水春雄)(第四四三三号)

仙台地方貯金局事業縮小反対に関する陳情書(仙台市宮城県議会議長今野貞亮)(第四五九号)

日曜祭日の郵便物配達に関する陳情書(新潟県南魚沼郡石打村大字大沢星野亨一)(第四六六号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件  
理事の互選  
参考人招致に関する件  
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)  
郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)  
郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)  
郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

○池田委員長

これより委員会を開会いたします。  
議事に入る前に、理事の補欠選任を行います。去る三月十二日理事吉田安君及び同月十五日理事受田新吉君がそれぞれ理事を辞任されましたので、理事二名が欠員となつております。ただいまよりその理事の補欠選任を行わねばなりません。これは先例によりまして、委員長において指名するに御

異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○池田委員長 御異議なしと認めます。

それでは吉田安君及び受田新吉君をそれぞれ、理事に指名いたします。

これより前会に引続き、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案の整理に関する法律の一部を改正する法律案及び郵便法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑に入ります。

○林(百)委員 この郵便法の今問題になつてゐる二三條ですが、「毎号千部以上を」という部分と「広告掲載部分」が印刷部分の三分の一以下のもので「という条件を新たに加えたのは、どういう理由があるのですか、これをまずお聞きしたいと思います。

○浦島政府委員 御参考までに、なぜ郵便法第二十三條の第三種郵便物の認可の条件につきまして、改正をいたしたかということの理由を述べさせていただきます。ただ、この理由を述べさせていただきます。定期刊行物を特に第三種郵便物として、一般の印刷物よりも低料で郵送せしめることができ、ことに制度が設けられました趣旨は、要するにかような定期刊行物は、政治、経済、文化、その他公共的な事項を報道し、また論議を事としてあまねく一般に頒布せられますので、そのために国民の文化的、あるいはまた知的向上をはかる最も有益なものでありま

すので、特に低料扱いをせられておる次第であります。従いましてはたして定期刊行物がこの条件に合っておりま

にお聞きしたい。

○浦島政府委員 第一種は御承知のよ

うに書状、つまり手紙でございます。

この書状の年間の収入をいたしまして

はおよそ五十四億、第二種ははがきで

ございまして、これが年間をいたしま

して約二十七億程度、それから第三種

郵便物の収入は、年間をいたしまして

約六億、第四種は印刷物でございます

が、これが年間にいたしまして約二十

億、第五種と申しますのは、農産物種

子でございます。これが年間にいたし

まして四百五十万程度の収入になつ

ております。その他小包とか、書留そ

の他の特殊取扱いの料金がございま

す。通常郵便物、いわゆる一種から五

種までの料金収入は大体そういうこと

になつております。

申請をしたものだけにこの條文が適用

になつて、すでに第三種郵便物の認可

を受けておるものについては、この改

正法の適用は全然ないと解釈していい

のですか。

○浦島政府委員 すでに認可を受けま

したもので、今度の改正法によりま

して、その條件に該当しない、すなわ

ち定期的に発行せられないという事態

が起りますとか、あるいは広告面が

非常に多数のスペースを占める、こう

いうふうな事態になりますと、認可

條件に該当しませんので、取消される

ことになるわけでございます。

○林(百)委員 その取消すという根拠

は、どこにありますか。これは法

律にはないようですが。それとも

う一つ、そういうふうになりますと、

やはり出版物は国家統制で行われてお

るわけじゃないので、やはり今、日刊

新聞にしても、旬刊あるいは月刊の各

印刷物にしても、個人的な利益を中心

としての経営に、日本の国の現状とし

てはまかせてありますから、やはりな

るべく広告をとつて、自分の経営を健

全にしよとはかるのが、普通の印刷

物を取扱っている業者の考え方と思

います。ところが、そうするとやはりさうい

う印刷業者の経営内容に、こうした第三

種郵便物の認可の取消しの可能性が出

て来るということになると、その営業

にはしなないかと思われませんが、その点

件が備わらないということになります

れば、結局三種郵便物としての認可を

受ける資格がないということになるだ

けにすぎないのでございまして、こと

さらにかような制限を設けて、経

営内容そのものにタッチして重圧を加

えるという考えはございませぬ。

○林(百)委員 印刷物の発刊業者にと

つては、それが第三種で発送できる

か、第四種になるかということになり

ますと、送料が倍になりますから、相当

大きな問題だと思ふのです。出版の自

由というのは、憲法でも保障されてい

るところでありますから、その社の特

色によつて、ある場合には広告をとつ

て、その広告でまかなつて行くとい

うような業態の出版物もあると思ふの

でありますが、やはりその憲法で保障さ

れている出版の自由が、郵便法によつ

てある程度の圧力を受けて来るように

なるのじゃないかというふうに思ふの

ですが、郵便というのは公共的なサー

ビスの事業でありますから、今のよう

な刊行物の営業が、民間の資本主義的

な経営にまかされてある場合には、そ

れが広告の部分が多いかによつて、

第三種扱い、第四種扱いにするとい

うような圧力を加えない方がいいと思

うのですが、その点を重ねてお聞きし

ますか。

れるか、そこにおいておのずから第三

種郵便物として認められるかどうかの

わかれ目になるものと思ふ次第でご

ざいませぬ。そこで同じ記事、報道にお

きまして、広告が掲載されることは

当然でございませぬが、その広告の部

面が記事全体、要するに印刷物のスペ

スの多くを占めるということになり

ますと、これは結局広告のための印刷物

ではないかというふうな解釈せられる

次第でございませぬので、やはり第三

種の資格を得ます印刷物としては、

は従であつて、記事その他論議が主

なればいかにぬものと、この法律の精

神から言つても考えられる次第でござ

いませぬ。従つてその限度をどこにお

かということが問題でございませぬ。

で、私どももいたしましては、過去にお

いても大体三分の二以上の記事があり

ましたら、これは三種の趣旨に合致す

るものであるというふうな方針のもと

に、認可をして参つておるのでござ

いまして、ことさらにここに法律に掲

げたために、従来の方針を変更する

という考えは毛頭ございませぬ。

○林(百)委員 これは非常に問題があ

ると思ふのです。たとえば広告掲載分

は印刷分の三分の一というふうな

うようにはかるのか、また記事と広告

との区別というふうな問題もあると思

うのです。そういうものの認定に、こ

こに三分の一というふうな尺度を設け

ると、かえつて混乱すると思ふので

す。広告掲載部分が印刷部分の三分

の一というふうな区別をどういうよう

にするのか、また広告掲載部分と印刷部

分の区別というふうなことをい

うのか、記事の形で広告する場合だ

つてありますね。それをのがれようと思

えば広告という形でなくて、巧みに記事の形にして、たとえば政治、経済、文化というような記事の形で広告する場合だつてあり得ますから、かえつてこんなものを設けることによつて、脱法行為やいろ／＼なものをつくつてしまつて、收拾できないようにする危険があるのではないか。それと、広告部分と印刷部分の多い少いを三分の一と二分の一と、おかしと思ふのです。もし広告部分が多いというのなら、せめて二分の一ならわかりますけれども、どうして三分の一という基準が出て来たのか、その辺もお聞きしたいと思ひます。

○浦島政府委員 何が広告であるかというところにつきましては、これはおのずから社会一般の広告の概念によつて決定せられる問題であると思ふのであります。従つてその一般の概念によりまして、広告と思はれるようなものが多数を占めておられますれば、この印刷物はあくまで広告のための印刷物というように解釈せざるを得ないわけでございます。なお印刷物面の三分の一というスペースの意味でございますが、新聞でございますとわくがはめられておられます、わくの中に記事があるものであります、わくの外にも印刷せられておられます。従つて私どもの解釈としておきます、やはりわく外でも印刷されておられますれば、印刷部分というのは全体を見たスペースの三分の一、こういうふうな解釈して行きたいと思ひます。それからなおなほ二分の一にしなければならぬかというふうなお尋ねでございますが、二分の一になりますと、結局広告が主か記事が主かという限界がぼやけて来るわけ

あります。少くとも三種の制度の趣旨からいたしましたならば、記事が大半を占めなければ、この制度の趣旨に合致しないと思ひますので、そこで広告掲載面を三分の一以下ということにいたしました次第でございます。

○林(百)委員 第三種郵便物の認可を取消したような場合は、やはり発行人にもどすわけですか、たとえば第三種郵便物と思つて送つておられるが、郵政大臣の認定で、これはもう第三種郵便物でなくなつたから、それは郵便局にとめておけという指示を出してとめておつて、実際は配達をしないで、その発行事業を非常に阻害するとか、こちらが発行しようとした目的を第三種郵便物に認定することによつて、発行送付を停止せざるというよりなことも起きて来る場合があるのですが、そういう場合は、第三種を取消し、第四種にするという場合、具体的にどうするのです。そのときだけ送つてやつて、その次から警告を発するのですか。

○浦島政府委員 三種郵便物の認可を取消されたならば、その日から三種郵便物として郵送はできないわけでございます。しかしながら三種郵便物として認可を受けました場合には、必ずその印刷物の表面に、第三種郵便物認可いつのいつと日付をつけました表示をすることになつておられます。従つて郵便局の実際の現場の仕事におきましては、その認可の文字がありましたならば、そのまま取扱いをいたして行くわけでございますが、実際問題として、認可を取消されたあとに依然として出ますならば、これは適当に処置をせられるものと考ふる次第でございます。

○林(百)委員 ですから第三種の認可として、ちやんと印刷をして第三種だと思つて送つたのが、その日は郵政大臣によつて、これは第三種でなくなつたということになると、現場の諸君は、一体第三種を消してしまつて、それをまた送送人に送り返すのか、あるいは郵便料の不足として不足料金をとつて送り届けるのか、その辺はどうなんでしょう。

○浦島政府委員 取消されましたならば、その印刷物は第三種郵便物という表示をしてはいけないことになるわけでありまして、従つて発行人において自発的にその表示をしないように措置をとられるわけでありまして、事実問題としておきまして、取消された日の境目が郵便物に出ました場合には、適宜措置をとるようになつておられる次第でございます。

○林(百)委員 少し問題がこまかいからその辺にしますが、今言つた日刊その他の印刷物で、この條文によつて、第三種郵便物の認可を取消されようだというものは、どれくらいあるのですか。調査されてみたのですか。今のはみんな合格すると考ふるのですか。

○浦島政府委員 大体この範囲でございますと、現在認可を受けておりますものは、取消されることはないと思ひ考へます。

○林(百)委員 そうすると全然ないと思ひ考へていいのですか。影響ないのですか。

○浦島政府委員 ただ今後の発行において、日刊あるいは月刊において、定期に発行せられない、たとえば経営状態が悪い、あるいは記事が集まらない

という場合に、たま／＼定期に号を追つて発行せられないということになりましたならば、常に郵務局において見本を送つてもらひまして審査をいたしておられますので、その状態によりまして、適宜取消し等の処置をとるわけでありまして。しかしそういう事態がありませんならば、この法律が改正になりましたからといつて、ただちに取消されるようなことはないものと思ひます。

○林(百)委員 どうもよくわからないので、今現行のもので取消されるものがないならば、こういう基準を設けるのがよくわからないし、現行のものうちではこれに該当するものがない、しかしその後の発行によつて、あるいは該当するかもしれないということですね、そういうふうな解釈していいですね。

○浦島政府委員 そうです。

○林(百)委員 そうすると、その後第三種の認可を取消する場合、広告掲載部分の印刷部分の三分の一以下のもの、ですから三分の一以上にわたつた場合は、一度でも認可を取消すのか、あるいは幾日くらい続くのか、その点の認定はどうなのですか。

○浦島政府委員 この広告の掲載部分の占めする部分が、要するに日刊であります、そのときの広告によつて毎日違ふと思ふのであります。また雑誌等においても違ふと思ふのでございしますが、大体とにかく日刊においては毎日、月刊においては毎月連続して発行せられますので、その状態が常に、しかもその広告掲載部分が三分の一以上を目的として編集せられるようなものであります、これにひつつかかるわけ

でございますが、個々の場合に、たま／＼長い目で見まして、とにかく編集の方針なり発行の方針等が、広告を主たるものとするものでないということでございます、別にこの問題にひつつかかることはないと思ひます。

○林(百)委員 どうもその点があいまいで、常にそうだとひつつかける、たま／＼だといふことですが、その常とたまの区分というのは一体どうなるか。今この法律を通そうとするから、すでに認可してしまつたものについては該当しておらないというけれども、実は内々にあれとあれとあれは、第三種から第四種にしようという腹は郵政省でございまして、法律が通つたとたんに、お前のところは三分の一以上だからというふうなことで、われ／＼だまかされたことになると、それならそれで正直に言つてもらはなければいけないと思ふ。どうも三分の一と三分の一以上の認定、それからたまと常という区分、そういうことが非常にあいまいで、こんなものをつつて、郵政省の方で出版物に対する統帥権を握らう、あるいは料金を余分にとらう、どこに真意があるか知りませんが、また両方に真意があるかもしれませんが、何といつてもやはりこれは出版物に対する一つの圧力になるので、これはむしろ現行法の方がいいと思ひ考へます、それが一つと、それからたとえば朝日だとか読売だとか、大きな新聞に一つ例をとつてみますと、朝日など、今これは第三種だ、第四種になると、どのくらい郵送料が違つて来るのですか、月でもいいし年でもいいが、その点ちよつと知つ

ておきたいのです。

○浦島政府委員 各新聞ごとの郵送の状態は、私どもにはわかりかねる次第であります。

○石原(登)委員 関連です。今の第三種郵便物の料金、それは前納になつておりますか。それとも後納になつておりますか。

○浦島政府委員 第三種郵便物の認可を受けたものは、とにかく個人でも三種郵便物として三円で出せるわけです。ところが三種の郵便物の発行人または売りさばき人が出します場合には、郵送料は一通について八十銭になつております。従つて発行人とか売りさばき人とかがまとめてたくさん出されます場合には、一々一つ一つの郵便物に切手を張らずに、料金後納の制度を利用いたしまして、あとで納めるという方法もあるわけがあります。

○石原(登)委員 そうすると、今の林君の質問はつきりして来ると思ふのです。まづたたくもつともな質問ですが、ただここで考えなければならぬのは、実は郵便料金は非常に安いのです。その点で損をしているのです。それでこのように料金の値上げを考えてみたところが、それができなかった。これは特に共産党関係も、料金値上げに対しては、若干上げて、はがきは上げるという希望もあつたようだが、たのすけれども、なか／＼これができぬ、今のやり方を見ると、確かに第三種郵便物には問題があると私どもは思ふ。ほんとうに国家的に文化的に指導する面のものでしては、公益事業だというので、これはむしろ郵政省の会計の範囲において、相当犠牲を払つておると私どもは考えておるので

す。ところが今政府委員の説明を聞いておると、それに該当しないで、ただ単に自己の営業のために、広告を主としてやつておるといふような、言いかえればインチキ新聞、インチキ雑誌というふうなものまでも、私どもは不当に保護する必要はないといふふうに考へるので、今のこの政府の改正案は、いいじやないかと私は思ふのです。ただ問題はこの認定をどうするか、きょうたまた／＼それを越えても、これは營業的のものでないという認定と、あるいはこれはどうもちよく／＼こういふことをやるといふような認定は、私は非常にむづかしいと思ふから、そのところの判断は、やはりその日／＼の事実に基づいてそれを判定して、もしその日／＼以上を越えておつたやうな場合は、あとからあるいは第四種なら第四種とみなして、不足の料金を追徴する、こういうふうな形に行かないと、この新聞ではこれを認めないといふことになる、非常に法のあり方といふものが何かあいまいで、非常にいけないと思ふのですが、この点はいかがですか。一つの法律の適用がそのときどきの感情、あるいはその他の何かによつて、簡単にこう使いわけていいものであるか、私はどうしてもその日／＼の事実に基づいて、三種の限界を越えた場合は、四種とみなして必ず追徴する、もしその追徴に應じなかつたならば、三種の認可を取消す、こういうふうなふうにもいたさない限りは、一つの法律の運用があつちこつち使いわけをされるといふことになる、法の尊厳の上にも相当問題があらうかと思ひます。

○浦島政府委員 第三種郵便物の条件に、その日／＼において合わないやうになつた場合に、ただちに四種としての料金をとるかという問題でございますが、これはやはり三種郵便物の制度の建前から、認可がありましたならば、認可が取消されなければ、四種の料金は徴収するわけに行かないわけでありまして、やはり常に郵政省において発行状態を審査をいたしまして、そうしてその発行状態が三種郵便物の条件に合わないやうな状態になりましたならば、認可の取消しの措置をまずやる、そういう措置をとつて行きたいと思ふのであります。

もう一つは、林委員の御質問にも関連するのでございしますが、現行法におきましては、はたしてこの三つの条件に合うかどうかというこの認定は、郵政大臣にまかされておるわけですが、しかし郵政大臣がこの条件に合うかどうかを、個々の場合を具体的に審査します場合に、実際は各郵政局でやるわけでありまして、各郵政局でその認定の範囲がまち／＼になつてはいかぬわけですか。従ひまして現在におきましてはここに書いてありますやうに、発行の部数毎号千部以上、それから広告面が三分の一以下のものではないかぬ、この基準で審査をいたしておるわけでありまして、従ひまして先ほど御心配のように、常に毎日日々移動があるのたいへんじやないかという御心配の方針によつて大体うまくやつておられますので、これを加えましたからと申しまして、既往のすでに認可を受けました第三種郵便物が、この条件に合

うように将来とも継続して発行して行かれますならば、何ら支障はないと私どもは考えておる次第でございます。

○林(昌)委員 現行でうまく行つていふやうなならば、やはり毎号千部以上とか、広告と印刷部分の、これによつて、政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とするかどうかを区別するということは、やはり実際は三種の認可を狭くすることになると思ふのです。現行よりはやはりここにおいては狭めることになりまして、またこういう規定によつて、第三種郵便物の認定をするかしないかということを含めることは、私はよくないと思ふのです。その新聞が政治、経済、文化その他の公共的な事項を報道するかどうかということは、その印刷物が広告掲載部分が三分の一であるかどうかという、そういう機械的な認定ではないと思ふ。むしろやは現行のように、弾力性を持たしておいた方がよいと私は考へるわけですが、それから今石原委員から、インチキ印刷物まで保護する必要はないといわれまますけれども、要するにインチキであるかどうかというところは、また別の行政機関があつて、その印刷物が治安上発行を許さるべきものか、あるいは発刊が停止されるべき印刷物か、それはそれ／＼の行政官庁が認定しているものであつて、郵政省としてはその取扱いが封書としての慎重さを要するか、あるいは第三種としての慎重さを要するか。要するにその郵便物を輸送するに於いての手續がどの程度にかかるといふことが、やはり料金を認定する大きな基準だと思ふのです。内容が広告

であるとか、あるいは社会問題を掲載しておるかどうかということによつて、郵便料金は左右されるべきものではない、こう考えます。

もう一つは、郵便料金は安過ぎる、われ／＼は安いほどいいのであつて、公共事業でありますから、むしろ郵政事業の独立採算制であるとか何とかいふことは、根本的に反対しております。また資金運用部の問題についても、郵政省は六分七厘もかかるものが五分五厘にした、こういうことにも根本的に反対しませんが、しかしこういうことを設けること、これについては私賛成できないので、どうもこういう機械的な基準で、第三種か第四種かの認定の基準にすることに、私は、少し機械的に過ぎるやうに私は思ふ。ことに扱ひの点からいつても、広告部分と印刷部分が三分の一であるやうな二でなかつたやうな、やはり封筒に入つて、開封しているものと定期刊行物とは違ひます。ましてや第一種の封書とは全然違ひますから、取扱いの点については、その印刷の内容の広告が三分の一であるやうなやうな、郵便局の取扱いとしては手数上の差異がないはずですから、こういう基準で第三種、第四種の認定の基準とすること、私は、私は賛成できないと思ふ。その点を最後に開きしたい。

もう一つ改正の点ですが、前項の認可の申請があつたときは、郵政大臣は、認可申請の日から左の期間内に認可をし、又は認可しない旨を通知しなければならぬ。一、日刊のもの、一箇月、二、その他のもの、二箇月」とありますが、もしこの通知がなかつた

場合はどうなるかということですが、通知しなければならぬと言いつばなしで……通知がなかつた場合は認可したものとみなすとか何とかしなさい、何のためにこんなものが設けられたのかよくわからないのですが、最近の認可事項では一定の期限を設けて、その期限内に行政官庁が認可しないものは認可しないものとみなして立法するのが普通ですが、これは郵政大臣は通知しなければならぬというだけで、通知しなかつた場合のことが何も書いてないということはおかしいと思うのですが、どういうわけですか。道義的な義務を郵政大臣に負わせるということだけですか。

○浦島政府委員 お尋ねの第一点でございますが、郵便料金はとにかく手数がかかるか、かからぬかによつてきめるべきであつて、その内容のいかんを問うべきではないという御意見のようでありましたが、しかし手数から行きましましたらば、むしろ書状、はがきよりも印刷物の第三種の方が手数がかかるのであります。しかるになぜ印刷物がさういふ第一種よりも低料にしてあるかといふと、要するに業務用等の印刷物は、商業通信として経済活動を円滑ならしめるというところに一つの趣旨があります。その印刷物の中で、さらにまた国民の文化的あるいは地域的生活に非常に関係のあります定期刊行物につきましては、第三種郵便物として扱上してあるわけでありまして、これは郵便料金のきめ方の一つの大きな方針となつておる次第でございます。さう御了承を願いたいと思つてあります。

もう一つは改正の「前項の認可の申請があつたときは、郵政大臣は、認可申請の日から左の期間内に認可をし、又は認可しない旨を通知しなければならぬ」と通知しなかつたならばどうなるかという御意向のようでございしますが、現行法におきましては、申請がありましたならば、郵政局においては常にその発行状態を審査しておるわけですから、それには別に何ら期限がないわけですから、従つてだん／＼と発行状態が認可条件に適合するまでに申請をしておるわけですから、従つて中には教簡月もそのまま申請が行われておるといふような状態もございまして、従つて認可があるまでは、発行人から発行された場合においては、第四種として六円の料金を納めなければならぬのですが、それではあまりに発行人に負担をかけるということになりますので、これはむしろ郵政大臣に、法律において義務を付けていただくという趣旨でございます。とにかく日刊については一箇月以内、その他については二箇月以内、郵政大臣は必ず認可して、これを通知しなければならぬという義務をこれに規定しておるわけでございます。要するに認可の義務を迅速にやる、やるべしという法律の義務を、郵政大臣に課する趣旨でございます。

○林委員 第二の点ですが、郵政大臣に義務を負わしても、その義務に違反した場合の国民に対する補償とか何とかいう規定がなかつたら、單なる道義的な意味しかないと思つた。だから郵政大臣がもしこの義務に違反した場合にどうなるのか、国民はどういうふうにするのかということの規定がなかつたならば、意味をなさな

い、これが一つ。それから先ほど私が第一点として聞いた第三種郵便物の取扱ひが、他の第一種あるいは第四種よりは、むしろ現場においては扱ひやすいのではないかということ、これはむしろあなの方の御意向ではないかと思つた。郵便物を丁重に扱つかどうかということの質的な意味は、それが非常に個人的な秘密だとか、私信とか、人に發表されては困る、それがなくては困る、とにかく自分の意思表示を相手方に間違ひなく到達させたい、この差出人の意思を尊重し、その意思に沿うように扱ひが丁重であるかどうかによつて、やはり郵便物を扱う手数が厚いか薄いかによつて来ると思つた。ところが印刷物というものは何千部も出すので、そのうちの第一種や第二種がどうなつても、一部破損になつても、さうなつたことではない、それが他人にわかつて大した問題ではないので、さういふ意味のものも第三種郵便物として、特に郵便料金を安く扱つておると思つた。さうしますと内容広告部分が多いから料金を上げようということはやつぱりわからないので、広告部分が少くても、印刷物でだれに見られても大した心配もないし、また一部や二部破損しても、發送人に大した被害をかけるというふうな、第三種郵便物としての取扱ひの点から言つたら、広告部分がさうあつたらぬからと、郵便局が持つてゐる負担にはさう関係なければ、第三種として扱つてやつてもいいので、紙面の内容まで郵便局が立ち入つて、この内容は広告面が多過ぎるから第四種にするか、第三種にするかとい

うことは、少し行き過ぎではないかと思つた。さういふ印刷物の社会的な公共性については、別に行政官庁が監督しておりますから、やはり郵便局として、その郵便物の扱ひ方によつて郵便料金をきめて行くというのが、妥当ではないかと思つた。これは見解の相違と言われればやむを得ぬのですが、やはりさういふことを通じて出版の自由、表現の自由に対する郵便料金の面からの一つの圧力になるということ、私は否定できないと思つた。この点どうお考えになりますか。

○浦島政府委員 御説の通り第一種い

わゆる信書は、丁重に扱わなければならぬので、その面から行きましたら、他の郵便物よりは手数がかかるものと思つた。私が申し上げましたのは、印刷物等は相当かさばるものであります。従つて扱う手数その他運送上のいろいろな経費から考えましたらば、やはりかさばるものは相当経費がかかる。さういふ意味から申し上げた次第であります。もちろんお説の通りに、第一種は丁重に扱いますから手数もかかる。従つてそれだけ料金を高くしてやることは当然であります。しかしながら御説のように行きますと、多少これは議論になります。結局三種も四種も郵便制度としていられるのであります。結局四種も低料に扱つておる。さらに印刷物の中から新聞のような定期刊行物は、さらに低料にしようというわけでございますので、従つて普通の印刷物よりさらに低料にするには、おのづからそこに本質的に低料にするだけの理由がなければなら

ぬことはもちろんであります。その理由には、先ほどお申上げましたように、ただ単に営業上の広告ということではなくして、国民一般がだれでもこれを見、そしてその知識の啓発になるようなものを特に低料にするということ、三種の郵便が設けてありますので、特に三種郵便制度というのが必要ではないかと考えられるわけであり

ます。もう一つは最初のお尋ねでございますが、郵政大臣が通知しなかつたらどうなるかということでございますが、これはとにかく日刊については一箇月、その他については二箇月以内に通知しなければならぬという義務を定められておりますが、これまで通知が行かなかつたからといひまして、郵政大臣としては必ずこの法律によりまして、一箇月あるいは二箇月以内に認可しなければなりませんので、するよう努力をいたす次第でございます。もし認可しなかつた場合には、これは内部の行政上の問題としまして、その担任者の責任の問題になるものと考えられるのであります。

○池田委員長 一応今の問題について私からお尋ねします。現行法を改めなければならぬという根拠が私にはよくわからないのですけれども、これに対する御説明は省いておけつた。さうして、これを改正した場合に、かりに東京で考えますと、何十かの日刊紙がある、夕刊もある。これを一々調査する。さうすると現在のその方を担当しておる係員では、おそらく手が足りなくなるのではないかと思つた。それでいいのですか、人員の増減はありませぬか。

○浦島政府委員 大体今まで認可されましたのは、今度の改正の範囲内に入るものと思ひますので、あらためて調査しますような意図はございません。将来第三种郵便物の認可の申請がありました場合には、これはその申請に對して十分審査をいたさなければならぬのであります。もうすでに今發行されておられます定期刊行物は、ほとんど認可を受けておりますので、將來についてはそうたくさんあるものとは考へない次第でございます。しかもまた常に見本を申請者から發行することに必ず送付していただくということになっておりますので、見本を見ながら審査をいたしますので、別にそのために入をふやすというようなこともないものと考へております。

○池田委員長 今ここに新聞協会から表が提出されておりますが、現に三分の一以下の新聞というものは一つもない。それを三分の一と法律で定めたが、既得権であるからこれをそのまま認めるか。さつき林君との席答において、一応これもその場合にわくにはめてやるべきもので、また法律ができたら当然新たに審査すべきものだとしておられるが、あなたの御解釈によると、既得権はそのままでいいというようにおつしやるのですか。

○浦島政府委員 今委員長のおつしやりました統計は、新聞協会のですね。私の方で一應東京の重要新聞の広告面積の割合を調べてありますが、それによりますと、私どもの解釈としましては、全紙面に対する割合として考へておられるわけでありまして、要するに三分の一と申しますと、正確には三割三分三厘三毛の率になるわけでありまして、

○池田委員長 今ここに新聞協会から表が提出されておりますが、現に三分の一以下の新聞というものは一つもない。それを三分の一と法律で定めたが、既得権であるからこれをそのまま認めるか。さつき林君との席答において、一応これもその場合にわくにはめてやるべきもので、また法律ができたら当然新たに審査すべきものだとしておられるが、あなたの御解釈によると、既得権はそのままでいいというようにおつしやるのですか。

そうしますと、朝日新聞におきまして三割三分五厘、わずか二厘が超過して居る。毎日におきましては三割五分六厘でございますので、二分一厘でございますが、この三分の一といふものを、かように数学的に一々もさしではかつて行くつもりは全然私の方ではございませんで、大体法律の精神によりまして、この程度のものであります。と、大体發行の目的というものが、廣告が主たるものでないという趣旨に解される必要はないのじやないかと考へた次第でございます。

○池田委員長 そうすると新聞の全紙面から割出すのですか、どうなんです。法律には印刷と書いてあります。が……。

○浦島政府委員 わく外にも印刷してありますから、わく外の印刷も加えますと、全紙面と解釈してよいのじやないかと思ひます。

○池田委員長 印刷部分でございませう。全紙面と申しますと、わく内のみに限るのか限らないのかという点で、全紙面と申し上げた次第でございます。従つてわく外に印刷してありますれば、わく外の印刷を加へまして、その三分の一をはかるといふことになるのであります。

○浦島政府委員 わく外の印刷部分を入れまして、面積をはかるわけでございます。○池田委員長 全紙面ですか。そうすると、新聞協会で解釈して居るのと違つて来ます。そういうごまかいことはやめませんが、要するに新聞広告といふものは、一体文化生活の上にどういふふうに必要なものであるかと思ふ。その解は私は重要じやないかと思ふのです。現にアメリカの新報などは、たしか七〇%か八〇%以上になつて居るはずで、日本の新聞でも、今ここに例示されて居るのは三十何パーセントから四〇%になつて居りますが、戦争前の紙のスペースの多い場合には、現在大新聞で大阪二紙なんかは、たしか五〇%から六〇%になつたことがあつたのじやないか、そういう場合に、不幸にして新聞の紙幅というものは非常に狭いから、こういふ割合になつておられますけれども、将来これが大きくなれば、当然それがふえるものと想定しなければならぬ。その場合に紙面というものはふやせたいといふことがまず一つ、それから今言つた新聞の広告というものは、文化生活の上でどういふ役割を持つか、私どもは何もアメリカの制度なり文物が全部いいとは思つておりませんけれども、しかしながらアメリカの新聞というものは、地方新聞まで、広告の面のウェイトが非常に重くて、またそれによつて社の経営をやつておる。これがアメリカのジャーナリストの現状です。しかも民衆は新聞の広告によつて、いろいろの商

品や何かの選択をするのであります。これは民衆生活、大衆生活に最もマツチしたもので、必要欠くべからざるものになつて居るのです。日本の新聞といふものもそういう方向にまで行かなければならぬはずのものなのです。従つてそれに対して育成しなればならぬという建前に立つ以上は、こういうものを制限することはどうか、私はこのいうふうな考へておるのですが、それに對しての御見解いかがですか。

○浦島政府委員 広告の重要性につきましては、お説の通りでございます。まして、別に否定をするわけではございません。しかしこの三種郵便物の制度ができたのは、広告の宣伝をさせるための三種郵便物でなくして、あくまで一般國民のたれでも読める、要するに文化程度を高めるための記事その他論議を主たる目的とするものが、三種郵便物であるという建前になつておりますので、この定期刊行物の中に占められます廣告部分といふものは、主客が転倒しないように、おのずからの制限はあるべきであると私は考へております。アメリカでも御説のように第三种郵便物に該当します。アメリカでは第二種と申しておりますが、なかでは第二種が非常に多くございまして、七五%の広告がございまして、いへば、料金を少し高くしておるのであります。従いましてこれは将来の問題として、新聞等におきましては広告の割合が——廣告が主になつては

いけません、この三分の一程度以上でも、要するに新聞の使命といふものが阻害されないといふことになりまして、たならば、おのずからまたこれはその割合において將來考慮すべきものでございまして、少くとも現状におきましては、先ほど申し上げましたような数において支障ないといふふうな考へ

で、この三分の一をとつた次第であります。○池田委員長 日本の、ことに役所あたりの物の考へ方が、広告といふものは何か單なる売らんかなの——売るのが目的には違ひないのだけれども、最近の新聞及び雑誌の広告といふものは非常に進歩して、文化生活の上に啓発される面が非常に多くなると思つて、さういふ面に対する日本の印刷物、アメリカあたりに比較して、あるいは低調であつたといふことは私は認めません。しかしそれが最近には目立って進歩し、發達して、われわれの生活に非常に重要な部分を持つようになつて来つた。しかもさらにはその傾向がだんだん増大して行くと思つて、さういふ場合に單なる廣告であるといふような、今までの広告といふものが、何か安つぱいといつたような従来のわれわれの考へ方、特にさういふ面の發達しない日本人の考へ方というものは、改めなければならぬ時期じやないか、さういふ基本的な考へ方の上に立つての御議論のように私は聞えるのですが、その点もひとつお伺ひいたしました。

○浦島政府委員 別に廣告そのものの重要性を否定して、かような規定をしたわけではないのであります。あくまで現行の第三种郵便物の建前から行きますと、ある程度そこに制限が必要じやないかという解釈のもとにやつて居るわけでありまして、御了承願ひたいと思ひます。

○石原(登)委員 日本新聞協会からの資料をいただいたのですが、この資料によると、今の改正案に相当問題があると思ひますから、これはさらに引續

で、この三分の一をとつた次第であります。○池田委員長 日本の、ことに役所あたりの物の考へ方が、広告といふものは何か單なる売らんかなの——売るのが目的には違ひないのだけれども、最近の新聞及び雑誌の広告といふものは非常に進歩して、文化生活の上に啓発される面が非常に多くなると思つて、さういふ面に対する日本の印刷物、アメリカあたりに比較して、あるいは低調であつたといふことは私は認めません。しかしそれが最近には目立って進歩し、發達して、われわれの生活に非常に重要な部分を持つようになつて来つた。しかもさらにはその傾向がだんだん増大して行くと思つて、さういふ場合に單なる廣告であるといふような、今までの広告といふものが、何か安つぱいといつたような従来のわれわれの考へ方、特にさういふ面の發達しない日本人の考へ方というものは、改めなければならぬ時期じやないか、さういふ基本的な考へ方の上に立つての御議論のように私は聞えるのですが、その点もひとつお伺ひいたしました。

いて十分協議することにして、この問題はどの程度でまた後日に審議いたしたい、かように考えます。

○林(百)委員 希望として申し上げます。参考人という形でもつけようですが、これは新聞協会の責任者に来ていただく、発送人側の意見も参考に入れたい、は聞いてみたいと思っております。もちろんわれわれも郵政事業に対して一番好意と重大な関心を持つていて、郵政省をいじめる意味じゃないので、郵政省にするためには、無理のないような法律にしなければならぬ、そういう意味で参考人側として新聞協会の人を呼べたら呼んでいただきたい、そういうふうにはからつていただきたいと思っております。

○池田委員長 はからいませう。引き続き私からあまり質問したくないのですけれども、皆さんの注意を喚起する意味で、今度の法律の第十七條の「容積及び重量の制限」この点で、第二号「小包郵便物の最後の方で、つまり容積、重量を大きくするということなんですが、これは「郵政大臣は、取扱上支障がないと認めるときは、必要な取扱条件を定め、容積において前項の長さ、幅及び厚さの各々二倍を、重量において二十キログラムを超えない小包郵便物を取り扱うことができる」というふうになつておりますが、この法律ができたからこれをただちに実行するの、あるいは地域的に特殊な地域だけをやろうとしているのか、どういふ考えでこういふふうな案を出されたか、これを一応御説明願います。

○浦島政府委員 十七條の最後の項で

ございますか。これは現行のままでありまして、別に改正をいたさないのではありません。ただ小包の現在の四キログラムを六キログラムにふやすというところだけが改正でございます。容積は長さもかえらぬのであります。委員長の御質問は、最後の項の……

○池田委員長 どういう意味でこれを改正するの、さらにただちにこれを実施するつもりか……

○浦島政府委員 小包の容積を改正しましたのは、現在の規定でございます。長さ、幅、厚さ、おの／＼が五センチメートルなければならぬ。あるいは長さは一メートルあつて、幅、厚さがおの／＼二十センチメートルなければならぬ、こういう規定でございます。この容積の制限からいたしますと、小包で出されず型によりまして、この制限にひつかりまして出せないものがある。たとえばテニスのラケット等は、長さにおいてこの制限を越えるということになりますので、ラケット程度は小包で扱つていいのじやないかということ、長さを緩和しまして百センチメートルにしました。ともに、幅と厚さはおの／＼五十センチメートルでなければならぬというところ、きつと真四角のものでなければならぬことになる。物によりましては幅がございませんで、それを合計して二メートルにいたしますと、相当融通性ができて来まして、便利になるのじやないか。こういう点から容積を緩和しまして、公衆が小包を出しやすくなるの便宜をはかつた次第であります。それから重量を四キログラムから六キログラムにふやしました。これは戦前において六キログラムまで取扱つておつたの

でありますが、競争中から要員の関係上、この制限を四キログラムに下げたのでございますが、今日におきましては大體業務も復興しつづいてございますので、六キログラムまで拡張してもさして支障がないし、むしろ六キログラムに広げることによりまして、従来小包として出せなかつたものが出せるようになる。たとえて申しますと、冬の外套は、従来は四キログラムまで出せなかつたものが今度では小包でも出せる、非常に便利になる、こういうわけで国民の小包の御便宜をはかりまして、範囲を広めた次第でございます。

○池田委員長 委員の各位に申し上げます。実は私の手元に全通の組合から、これを大きくされると配達に支障を来す、困るということを言つて来ておりますが、これはあらためて次の委員会ですらに検討することにしたしなす。

○吉田(安)委員 これはごく簡単なことですが、二十二條に小包葉書を新設されたことについてお尋ねをしておきます。この小包葉書は官製であつて、私製を認めないことになつておりますが、私製を認めない理由を簡単に御尋ねいたします。

○浦島政府委員 御承知のように現在の郵便の種別の体系と、それに応じた料金の体系というものは、通信文と物件の送達、この二本建なのでございます。従つて小包と一緒に通信を送るという事は、つまり小包の中に通信を同封することは、その建前から現在禁止されているわけですが、実際問題として、国民の方々が小包を送る場合に、この小包に開通した通信を相手方にしたいという必要が非常に

あるわけですね。その場合に、現行の建前では別にはがきや手紙を出さなければならぬ。そうすると、小包と別々に行きますために、その相手に十分に意思が徹底しない、こういう不便の場合もありませんので、小包に開通した通信が一緒に届けられるような方法はなにかと、このことを考えまして、この小包葉書というものを新しく制定していただくわけでございます。そこでこの制度によりまして、この小包葉書は小包の外側に一緒に添付していただくわけですから、従つて小包と小包葉書と一緒に行くわけですね。しかもこの小包葉書の方にはあて名が書かれますので、一種の荷札の役をなすわけがあります。ところが現在におきましても小包に荷札をつけますので、荷札に通信が書けるというように間違ひはして、これが濫用されるということには非常に困るわけでございますから、従つてあくまでも荷札と違つた特別のものがあつて、しかも官製だけに限つたわけですね。しかしもちろん官製と同じような紙質と様式をきめて、私製を許したらいいじやないかという御意見もあると思つて、とにかく初めの試みとして、通信と一緒に扱つてやる制度をつくりました関係上、あやまつて従来の荷札に通信を書かれると困りますので、官製はがきのように初めから料金が印刷してございませうれば、別に切手を張られるという心配もない。小包葉書に通信を書いて小包と一緒に添付していただければついででございますので、とにかくこの制度が十分に国民に周知され、また利用されるようになりなすれば、あらためて私製のものを認めたいと思つて、とにかく

く初めてやることでございませうので、一応官製だけでやつてみたいというわけでございます。

○吉田(安)委員 趣旨はよくわかりますが、三円の切手を張つて中に通信を入れても、やはり衝突になるわけですか。

○浦島政府委員 現在は小包の中に入れますといけません。……

○吉田(安)委員 外には……

○浦島政府委員 外にもいいけない。中に入れても外に張りましようとも、小包と一緒に通信をつけることはいけません。

○吉田(安)委員 これを出すとどのくらい収入見込みですか。

○浦島政府委員 大体小包葉書を私どもの方ではとりあえず百万だけ刷らたいと思つて、百万売れますと三円でありますと三百万円になります。しかしこれは便利だというので利用がふえて来ますれば、印刷も増して行きたいと思つております。

○吉田(安)委員 簡単に考えますと、民衆の声が起るようにも考えられますと、その点は実施されるに ついては、十分ひとつその趣旨が徹底するよう、御努力をお願いしたいと思います。

○奥田委員 今の吉田さんの質問に關連してお尋ねしたいのですが、私製の小包葉書をつくつてはならないといふのは、一応というお言葉があつたので、これは原則としてお認めになつておられるのですが、暫定措置として最初であるから官製に限つたのでございませうか。

○浦島政府委員 お説の通りでございます。





○受田委員 一般の封書だつてはげたものがたび／＼来ます。

○浦島政府委員 それは便宜やつておると思ひますが、建前のごとを私は申し上げておるのです。

○受田委員 これは議論にならないと思ひます。切手を張つたあとが明らかに残つてゐるにかかわらず、これは切手が無いから配達するのはどうも不安だといふが、引受けた郵便局のスタッフが押してあれば当然引受けたのであつて、これはあまりに常識を欠きます。普通の封書だつて、切手ははげて来る場合がしばしばあります。そのときに、スタンプのかが切手のとれたところに明らかに残つておる場合は、料金を納めた封書であるといふことは、配達をする人、全通の諸君だつて、おそろくわかるのですから、今の浦島さんの説は成り立たぬと思ひます。

○浦島政府委員 ごもつともでございませうが、受田さんも、要するに切手が完全にはがれないで配達まで行くことをお望みだと思ひます。たま／＼はげることにはあり得るのでありますけれども、要するに郵便局としては、引受けの際の切手が配達の際まで完全に保つて行くといふことは、当然望まれることとあります。ただ小包葉書の場合には、小包と一緒にいきますから、はげやすいといふことを私は申し上げたのであります。切手を張つていただいた以上は、配達されるまでついで行くのが建前でありまして、そういうことはお望みだと思ひます。

○池田委員 速記をとめてください。

○池田委員 速記を始めてください。

○林(百)委員 定額貯金の利子を上げますと、一年にどれくらい負担になりますか。

○白根政府委員 年約三億、これは仮定があるのですが、現在普通貯金が六〇%、定額が三〇%になつております。普通貯金は、法律にありませうに、十六日以後に利子をつけません。定額だけ利子をつけることになるので、普通貯金の部分が定額にある程度移行するだらう、かういふような仮定を立てまして、かりに普通貯金六〇%のうち五%定額の方に移行するだらう、かういふ観点で行きますと、三億九千万円程度になると思ひます。

○林(百)委員 郵便貯金特別会計が今度できるのは御存じだと思ひます。この郵便貯金特別会計ができてから、五分五厘しかくれないのだから、郵便貯金特別会計がまた四億近く負担が重くなる、これは一般会計からやはり繰入れることになるのですか。

○白根政府委員 定額貯金も、民間の長期物に對しまして、いま少し上げたという気持ちもございましたが、それらの点も勘案して、改正意見を申したのであります。しからば財源を別に一般会計からさらにプラスしてもらふのかという御質問だと思ひます。その点は十六日以後は利子をつけないといふ改正案をお願いしてあるのでございませうが、その面で約四億程度が浮くことになりませう。その趣旨は貯金といたしましては、長期物についてはなるべく利子が高くいたしたい、普通貯金といたしましては、財源がないため

に、利子の引上げをしたときでも、事業経営上できない場合がある。従いまして短期のものにつきましては、十六日以後程度のものにつきましては利子をつけたい。これは昭和二年以後競争中であつたわけでありませう。それを復活いたしまして、それで浮いた財源によりまして、長期物に對して利子を引上げたい、かような考へ方で改正案を出したのであります。

○林(百)委員 これは国民の側からいふと、せつかく定額貯金で利子が上つていふと思つたら、普通貯金の方が十六日以後に貯金したものは利子をつけたい、今まで払つていた四億の利子を払わなくなるのですか。

○白根政府委員 實は郵便貯金につきましては、建前といたしましては、なるべく原資の許す限り利子の引上げをやりたいけれども、事業経営の面からいひまして、できない場合がある。従つて事務の取扱ひの面も考へまして、十六日以後については利子をつけたい。その財源を浮かして、それで長期のものに對しまして利子をつけたい、かような考へ方でありませう。

○林(百)委員 それはよくわかりませう。そうすると、十六日を越えないものに利子をつけたいといふのは、普通貯金の方ですか。

○白根政府委員 そうです。

○林(百)委員 郵便貯金を利用する大衆の側からいふと、預金額からいつても普通郵便貯金を利用するものの方が多いいです。定額貯金は余裕のある人がやつておる。昭和二年にはどうであつたとあなたに言われるけれども、やはり一般の大衆的な貯金の預金者の四億円の犠牲で、定額貯金の方の預金

者の利益をはかるということになるのですが、それでいいですか。

○白根政府委員 定額のもの必ずしも高所得者といふことにはなつていないのであります。のみならず普通貯金につきましても、零細貯蓄をする層に對しまして貯蓄心を涵養する意味からいたしまして、普通貯金のグループの中で長期になるものについては、長期、短期は普通貯金にはないのでありますけれども、お話のように大衆貯金の分野について利子になるべくたくさんつけたい、つけないけれども長期、短期の別がない、ないといひますと、短期物と申しますか、十六日以後のごときものにつきましては、りくつからいいいませう、今月の三十一日に払い込んで、翌月に払い出すといふようなときにも、利子をつけるといふのはおかしいといふ議論もございませう。一面これは関係方面といたしましても、普通貯金については、民間に比較いたしまして高過ぎる、これがある程度調整をとれといふ強い意向があつたのでございませうが、大衆的な貯金でございませうし、その点はる説明いたしまして、かんべんしてもらつたのでございませうが、十六日以後の利子をつけるといふことは、月の終りに預入して、翌月の初日に引出すときでも利子がつくのは、不合理じやないかといふ御意見もあるし、また先ほど申しましたように、普通貯金の分でも、實質上非常に短期なものについては利子をつけたい、そのかわり普通貯金全体の利子についてはこれを引上げたい、これは昭和二年以来ずっと戦前まではおつたわけですが、これが正しい姿でないかといふ見方も立つのでござい

ます。あれこれ考へまして、そういうふうにしたのであります。

○林(百)委員 それは白根さん、だれでも貯金は長くしておきたいのはあたりまえです。しかし今のうちにこういふ低賃金のもとでは、なか／＼長く貯金しておくといふのは無理だし、一月の給料が二度ずつにわけられて払われるといふ官庁もありますから、やはり半月でも郵便局へ持つて行つて貯金するといふ大衆は、心がけのいい人たちで、私はほんとうにこれは保護しなければならぬ大衆だと思ひます。一年くらの定期貯金のできる人は、やはり余裕のある人だと思ひます。ですから財源を求めらるなら、やはり資金運用部から、特別会計として六分九厘のコストがかかるというなら、これをとるといふ方向へ行くべきであつて、十六日からの貯金は貯金の部類には入る資格がないから、この利息はつける必要はないといふ考へ方は間違ひだと思ひます。大衆が貯金をするために、そういう零細な貯金を保護してやつて、大蔵省で時局産業でうんともうかつておる資金運用部から、貯金コストのかかるコストだけはとるのが当然の権利です。これをとるといふ方に関心を向けて行くべきだと思ひますが、どうですか。

○白根政府委員 大体のお考へ方の方向については、おつしやる点も承りましたのであります。貯金事業といたしましても、一つの企業経営でありませう。企業経営の観点から見ますと、回転率が非常にかかると、回転率のかけられないものについては、ある程度差等をつけてやるのが、企業経営のやり方であらうかと思ひます。

○白根政府委員 速記をとめてください。

○白根政府委員 速記をとめてください。

○白根政府委員 速記をとめてください。

○白根政府委員 速記をとめてください。

○白根政府委員 速記をとめてください。

○白根政府委員 速記をとめてください。

いまして普通貯金の方が、見方によればあるいは定期貯金に比較いたしまして、零細大衆の預金分野であるという点も、ある程度は認められます。認めますが、そういう面から考えて、普通貯金についてはできるだけ利子を引下げないように努力して参つておるのであります。関係方面では下げろというお話がございましたけれども、それに対しては、おれ／＼は零細貯蓄の面を強調いたしまして、できるだけ利子の引下げをかんべんしてもらつて、ただ十六日以後のものに利息をつけたいというものは、先ほど申し上げましたように、必ずしもあなたのおつしやるように、十六日以後の短期のものだけ、すぐ十五日ぐらいで払い出すものだけがみな零細階級で、十五日を越えて行くものは零細階級でないという考え方も立たぬと思ひます。普通貯金は大体九箇月程度が一般でございます。そういう面から申しますと、われ／＼としては普通貯金をするような階層は、やはり零細階級の方であると思つて、同時に、一面事業経営の点も考慮いたしまして、過去にやつておりました十六日以後のものには利息をつけたいというのを復活いたしました次第でございます。

○林(百)委員 その復活せられるというのはこの法案の中にあるのですか、これから出すのですか。

○白根政府委員 十六日以後には利息をつけたいというのは、この條文の中にあります。

○林(百)委員 わかりました。それで私としてはやはり白根さんと考えが根本的に違ふと思ひます。やはり通信事業、郵便事業というものは公共的性格を持つておるので、これをアメリカ的

考えから企業というふうな考え方で、つて行つて、やはり長く金を預けてくれる人はよいお得意さんで、十五日や十六日で預けるものはやむを得ぬというふうな根本的な考え方には、私は反対であります。やはり郵政事業というのは、少し犠牲があつても公共的性格を持つべきものであります。その不足したものは一般会計から入れるなり、預金部資金からとるなりして、公共的性格を維持し、零細な人たちの保護のために郵政事業というものはなさるべきだということを考えておられますか。これはあなたと根本的に考えが違つておられます。ただやはり将来の見通しとしては、この資金運用部の問題についてわれ／＼も協力して、これからせめてかかるだけのコストは払つてもらう、あるいはこの運用を郵政省の方へまかして、もつと大きな根本的な立場から、郵政事業の独立採算制なり、立ち直りというものを考えて行くべきものであつて、郵政事業の独立採算制の名のもとに、零細な大衆を郵政事業から切り離し、あるいは郵政の従業員に労働強化と犠牲を転嫁させて行く独立採算制ということについては、郵政事業に関心を持つておられるわれわれとしては賛成できない。この点についてもう一度資金運用部の点についてかかるだけのコストをもちたいということ、あるいは将来郵便貯金なら郵便貯金、あるいは簡易保険なら簡易保険の運用を、実際下積みになつて働いておる郵政省なら郵政省へ持つて来て、ここで適当にコストのとれるような運営をはかるという方向、これを一体郵政省の首脳部としては考えているのかわらないのか、またこの方面へ大きな努力を向けるべきだと思つて、この点はどうかですか。

力をもつて、郵政省がその赤字のしつぱを負うことになるでしょう。もし独立採算制と郵政省が言うならば、かかる費用を資金運用部からもちわらないのですか。

○大野(勝)政府委員 ただいまのお説の通りでありまして、五分五厘ではとうてい貯金特別会計は採算が立ちませぬので、それで補給金としまして十五億円、別途に繰入れをしてもらうような来年度の予算に相なつておるわけでございます。

○林(百)委員 独立採算制だから、郵便貯金もたゞは零細な——私は零細と思つては切られませんが、十六日以内の預金者の利子は切り捨てるといふようなことなどはしないで、そういうふうな独立採算制、独立採算制というならば、当然とれる資金運用部の方から、そういう實際かつておる費用ぐらゐはとつて、そういう面でお赤字になるならば、その負担を大衆なりあるいは従業員の首切りだとか、低賃金だとか——これはわれ／＼は絶対反対ですが、そういう面につけて来るならば、だ筋は通つてはいますけれども、当然もらうべきものをもちわぬでおいて、独立採算制の犠牲を、郵政事業を守つてくれている大衆だとか、あるいは郵政事業の縁の下力持ちになつておる貯金の従業員あるいは簡易保険の従業員だとか、そういう従業員の労働強化や低賃金にその負担をかけておるというところは、全然筋が通らないと思つておる。その点についてはどういふように考えておられるのですか。結局この独立採算制というものを、大衆だとかあるいは郵政事業に従事している人たちの犠牲でやつておる。もつと当然と

れば、ます／＼郵政省がその赤字のしつぱを負うことになるでしょう。もし独立採算制と郵政省が言うならば、かかる費用を資金運用部からもちわらないのですか。

○大野(勝)政府委員 ただいまのお説の通りでありまして、五分五厘ではとうてい貯金特別会計は採算が立ちませぬので、それで補給金としまして十五億円、別途に繰入れをしてもらうような来年度の予算に相なつておるわけでございます。

○林(百)委員 独立採算制だから、郵便貯金もたゞは零細な——私は零細と思つては切られませんが、十六日以内の預金者の利子は切り捨てるといふようなことなどはしないで、そういうふうな独立採算制、独立採算制というならば、当然とれる資金運用部の方から、そういう實際かつておる費用ぐらゐはとつて、そういう面でお赤字になるならば、その負担を大衆なりあるいは従業員の首切りだとか、低賃金だとか——これはわれ／＼は絶対反対ですが、そういう面につけて来るならば、だ筋は通つてはいますけれども、当然もらうべきものをもちわぬでおいて、独立採算制の犠牲を、郵政事業を守つてくれている大衆だとか、あるいは郵政事業の縁の下力持ちになつておる貯金の従業員あるいは簡易保険の従業員だとか、そういう従業員の労働強化や低賃金にその負担をかけておるというところは、全然筋が通らないと思つておる。その点についてはどういふように考えておられるのですか。結局この独立採算制というものを、大衆だとかあるいは郵政事業に従事している人たちの犠牲でやつておる。もつと当然と

れるべきところ、強い方に対しても努力しているのか、してもとれないのか知りませんが、いかに政治力のないやり方をしているというところに対して、われ／＼は、どうも慨嘆にたえないのですが、その点はどうかでしようか。

○大野(勝)政府委員 ただいまの点につきましても、御意見の通り私も考えておられます。そういうわけで、郵政特別会計におきましても、このところ連年一般会計から赤字の繰入れをしてもらつておられますけれども、必ずしもこれが——実は言葉は適當ではございませんが、事業のために名譽なこととは考えていないわけでありませぬ。それから先ほどどうと仰せになりました利子の問題でございますが、これは実はそういう独立採算制と何かいふことには関係はないのでありまして、ただ計算の便宜上、最も正確に行きますれば、月の途中におきまして預入された計算をすべきはずのものでございませぬけれども、何しろ御承知のように多数の預金者の利子計算をやりまして、月の後半に区切りまして、月の前半に預けられた人は、途中でありましてもその月の利子をつけられるかわりに、月の後半に預けられた方にはその月分に限つては利子をつけられない、つまりそういうやり方で事務の便宜の上から、しかも一面公平の觀念に沿つておるというところで、そうなるのでございませぬ。このこと自体が、そういうことで利子の負担額を免れて、それだけでも独立採算の上で寄與しようというふうな考えは、毛頭ないわけでありませぬ。

○林(百)委員 郵政事業は赤字だ、といいますが、赤字というのは人の仕事をやめてやめている場合に、やつてやつて、それで赤字が出たら赤字でしようが、人の仕事をやめてやつて費用がかかるのを、その費用をもらわないでおいて、郵政事業は赤字だということはおかしいと思ふのですが、やはり郵便貯金のコストが六分七厘かかるから、資金運用部から六分七厘もらつて、なお不足だつたら赤字でしようが、六分七厘かかるのを、五分五厘しか人に仕事をやらせているところが、これなといふことになれば、赤字が出るのはあたりまえだ、一般会計から繰入れしてもらつては申訳ないと言つて、ただ頭を下げていふのは能くない話ですが、そんなに郵政関係の人は申訳ない申訳ないと言つて、頭を下げてなければいけないのですか。

○大野(勝)政府委員 先ほども申し上げました通り、申訳ないとは考えておられないのであります。  
○受田委員 この郵便貯金法の一部改正法律案の貯金総額の制限の問題ですが、一人の預金者につき最高三万円ですが、現にこれを越えて貯金をしている。法律の條文に三万円を越えてはならないと規定してあるのを破つて例はありますか。

○白根政府委員 全然ないとは申しかねるのでございます。その事情といいたしましては、たとえば家族が五人ある、五人ならば五冊の通帳ができるわけでありまして、うちに貯金通帳が五冊もあるのです、めんどうくさいから一冊にしてやろうという気構えもあるような面もあります。それから郵便局の方

といたしましても、多少緩和したような傾向がある程度あるのじやないか、かように考えまして、ある程度はおつしやるような事態がある、しかし法律がある以上は、それをあまりに広げてやられては困るといふので、実は昨年からのその点がある程度締めて参つておるのであります。何がしかはあと思ひます。

○受田委員 総額を三万円として区別に引上げる御意思はありますか。  
○白根政府委員 ごもつともな御意見でございます。私どももいたしましても総額制限が三万円であるというの、あまりに非常識ではなからうか、預金者の側といたしましても、三万円では郵便局の利用度が少いから、いま少しく幅を広げてもらいたいという希望もあるだろう、また資金を吸収する面からいたしましても、三万円ではあまりにも低過ぎるのではないか、かように存じまして、実は八万円ないし十万円程度に引上げるように、関係方面に申し述べて参つたのであります。御承知のように郵便貯金と類似の制度、たとえば貯蓄組合の貯金がやはり三万円まで無税になつております。これは同じ零細階層を対象としたといふ建前の二つの制度でございます。この両方をだめにして、八万円ないし十万円まで引上げてもらうように努力を傾けて参つたのでございますが、主として税その他の関係で、法律提出のときまでは、関係方面がどうしても了承していただけない段階でございます。ひとなつたのでございますが、今後ともできるだけ努力いたしまして、了解を

得次第、またお願いすることにしたたいと存する次第であります。  
○受田委員 五万円でも十万円でも、現に民間の大衆層には、それを利用しようという機運が出ていふと思ひます。民間の銀行とかその他の金融業者を圧迫するといふ懸念も、さほど心配なさる必要もないと思ひます。問題はあの戦時一番低いときでさえも、最高千円まで認められておつた。そうすると今の物価水準から言うならば、百数十倍に達しておるのだから、十万円は問題じやない、簡易保険だつて同じだと言へるのであります。これは官営事業であるがゆゑに豫慮しているという傾向ではないかといふ懸念を私は持つていふことと、今お言葉の中に三万円以上を越えた預金者がある程度認められていると云われたが、法律では三万円を越えてはならないといふつきりであるから、郵政省が大目に見ている向きが例外としてあつて、何でも一年に一回利子記入をやつて、利子が計算される三万円を越えるといふ場合、法規違反になる。そういう法規違反をやつてまでも大目に見るということ、これは政府機関の信用に關する問題だ。実は四万円あつても五万円あつても、郵便局で貯金を大目に見ておるのだといふことになると、政府を信頼しないといふ非常に悪い印象を起すと思ひます。三万円と切つてあれば、三万円以上の分は通帳を二冊にしてください。他の方の名義にしてくださいと当然言ひべきであつて、三万円を越すけれども大目に印刷を押しますといふやうなやり方は、これは政府機関として重大な問題だと私は思ふのです。今

お言葉の中に、三万円を越えたものは多少あると思ふが、これは大目に見ていると言われたが、これは法律違反を政府自身が犯すといふことになるが、その御見解を伺ひたい。  
○白根政府委員 ごもつともな御意見でございます。おつしやいましたよ。うな趣旨に基きまして、昨年以來郵政関係の担当官を呼びまして、法律違反のないように嚴重に申渡しをいたし、いやしくも法律がある以上は、法律に違反しないように指示はして参つておるのであります。

○受田委員 その点において、この五万円とか十万円とかいふ問題が起つて来ると思ふのです。名義をいふ／＼書きかえて他の名義にすればいいといふことになつて、結局三万円といふのは一つの基準を示しただけで、實際は非常に融通のつくことになつていふ思ふのです。これは最高額を法律で規定したところに、郵政省としてもちよつと無理があると思ふのです。

もう一つ法律違反、その問題については地方の郵便官署に、何か通牒を出しなつておられるかどうか、三万円を越えたものに対して、受入れは收支総計額を計算した上でやつて行かぬと、幾らあつたかわからなくなる。それで一万円くらい越えた額は受入れをやる傾向は多分にあると思ふのです。三万円を一万円くらい越えても、郵便局で大目に見てゴム印を押すようです。こつしやういふ点、一応最高額を越えはしないかの調べをして受入れるようにいふことを、通達をしておられるかどうか。

○白根政府委員 最高制限を越えないように通牒をするにつきましては、郵便局では実はわかりかねるのであります。実は名寄せをしなければならなかつたことになる。名寄せとなりまして、御承知のように相当な努力がかかるのであります。経費も相当かかるのであります。従ひまして、おつしやるような意味まで徹底的に行くことは、實際問題として相当困難であります。郵便局で受けるときに、一人で二冊以上の通帳を持たないよう、現に通帳を持つておられますれば、それに入れてもらうように勧奨する、昨年通牒を出すと同時に、郵政局の貯蓄部長を呼びまして、そういう趣旨のことを嚴重示達して参つております。

○受田委員 今の御答弁は第十六條に關係して来ると思ふのであります。二冊以上の通帳を持つておる者も相当あると思ひます。そういうものは實際に貯金局において原簿を調べる際に、事實同じ番地同じ氏名の者が出た場合に、これに対して何らかの措置をしておられるかどうか。記号番号がそれぞれ違ひ、住所を基準にして原簿をつくつてないので、非常に調査に困難であると思ふが、こつしやういふ問題も法律違反でありますから、法律違反をまた犯すといふ傾向があつては困るので、言質をいただいでおきたいと思ひます。

○白根政府委員 地方貯金局で総額制限を越えておるかどうかという点は、先ほど申し上げましたように名寄せをやらなければならぬのであります。その点は相当困難であると思ひます。同一人で通帳が二冊あるといふやうな場合については、郵政局を通じて現業の郵便局に注意するように通牒を出しております。

○受田委員 三万円以上を越えた額、つまり法律に根拠を持たない最高制限額以上の額に対して、利子を付しておりませんか、付しておりませんか。

○白根政府委員 それはつけられないように示達をいたしております。

○受田委員 その取扱件数がどのくらいあるか。貯金局長のお手元に、三万円以上の額になつたものがどのくらいあるか、その数字があつたらお示し願いたい。

○白根政府委員 残念でございますが、その数字は持つておりません。

○受田委員 振替貯金の利子の制限、つまり利子をつける最高額の制限を撤廃しました。そうした行き方から見ると、三万円を越えたものに対して、三万円以上を越えていくか、その分だけ利子を削るという取扱いは、おそらく現業の人たちも非常に煩瑣であるから、やつていないのじやないかという心配を私は持つておるのです。ところがここで問題が起るのには、今林さんが尋ねられた第十三号の問題で、利子は預け入れの月からこれをつけることになつておるのです。これは今までの問題にちよつと関係するのですが、十六日以後に預け入れた郵便貯金の預け入れ金には、その月の利子はつけられないという今度なつておりますが、今まではつておるわけですか。そうすると月の末に、三十日に預け入れて、翌日一日に三万円を出したという場合には、そのただ一日の間において一箇月分の利息がつくわけでありまして、そういう脱法的行為をする者——これは脱法ではない、合法ですけれども、そういう者の取締りについて、考えておられませんか。

○白根政府委員 この改正案が出る前にいたしましたは、法律の建前からいまして、十六日以後に、たとえば月の三十一日に入れて、翌月の一日に出しても、法律的には利子がつくことになつております。これはむしろ法律上監視はできないことになつております。

○受田委員 ところがそれを悪用しておる者もおると見ておるのです。つまり三万円のものも十口くらい通帳を持つておると、三万円なら二分五厘の利息にいたしましたも、一年間に九千円になるのですから、一箇月に千円近くになる。つまり一日で千円近くの利子がつくるのです。これは法に触れていないことはあたりまえですが、そういうことを郵便局において、きのう預けたのに、きよう出すのはどうしてですかという注意をするくらいのことがあるつたかどうか。これは大目に見ておつたのか、それを故意にやつておつたやうなことを発見されたことはないか、お尋ねします。

○白根政府委員 法律の建前といたしましては、十六日以後は利子をつけないうという規定がない限りにおきましては、たとえば月の末日に入れて、翌月の初日に引出しても、法律が許容しておる建前から、注意というか、実はそのまでやつておらないのでございまして、おつしやるような意味の事例が相当あるわけでありまして、それで実はそういうことも考えまして、今回十六日以後に利子をつけない、こういうことに改正案をお願いしたのであります。これが御採択になつた上は、それはむしろその通りにやるようにいたしたいと思います。

○受田委員 最後に、郵政省としては大衆のサービス機関という意味からいっても、なるべく大衆に親切を盡すということが必要であると思ひます。同時にやはり法規は厳重に守つていただきたい。こうしてせつかく郵便法の改正案をここで認めたという場合でも、実は最高制限額を越えてまで貯金を認めておるとか、あるいは通帳を二冊、三冊と持つて、一人で総額十万円以上になつておるような者も何人かおるとか、こういうような事実がひそむとか、こゝろは、これはこの郵便法を国会を通過せしめた立場からいへば、非常に冒瀆であると思ひます。この点郵政省としては、この法律を厳重に守り、もしこの法律を守らないような社会事象が起つておるならば、最高制限額を引上げて、大衆の要望にこたえるような努力をする、こういうような点で、ひとつ十分御考慮を願つたいと思ひます。

○白根政府委員 おつしやる通りに、私どもとしてもやらなければならぬと存するものであります。おつしやるやうに、そういう事象の起らない素因をつくる意味からいいたしまして、最高制限額をある程度上げるといふことは必要であると思ひます。今後とも関係方面その他に折衝いたしまして、その点も並行して考慮するようにいたしたいと存する次第でございまして、

○林(百)委員 大野さんにお聞きしたいのですが、先ほどの資金運用部の問題ですが、この五分五厘というきめですか、これは大蔵省の方できめて来るのですか。どこがきめるのですか。

○大野(勝)政府委員 これは資金運用部資金法案というのが、現在国会に提案されておりますが、その資金運用部資金法案の中にきめてある利率でございまして、

○林(百)委員 ですからそういう場合、郵政省あるいは郵便貯金特別会計としては、かかつたコストだけぐらゐの利率にしてみたらえなかつたのですか。

○大野(勝)政府委員 内輪話で恐れ入りますけれども、われ／＼といたしましては、あの利率がきめられるまでの間には、極力そういう主張をいたしたのでございまして、結果におきましては、あらゆる他の資金と同様の取扱いにします。そのかわり不足の分は一般会計から補給するというところで、ただいまの案のようになつておるわけでございます。

○林(百)委員 もしそういうようにかかつたコストに赤字が出たら、一般会計から繰入れると申しますが、たとえば郵便貯金特別会計としては、二千五百億になれば五分五厘のコストでやつて行けるといふ目標額が示されるわけですね。この目標額に達すれば、五分五厘で赤字が消える。よその特別会計並になるからというところで、この目標額が示されるが、末端に行くと、郵便局長から郵便局の扱い人まで、そのために非常に労働強化をしている。これは時間外の仕事としておぼさつて来るわけですか。それから簡易保険もそうだとおぼす。たしか本年度の簡易保険の増資は、百七億ふやすという目標が出ておられます。この簡易保険のごときも、勧誘員としては、一定の時間郵便局で勤めて、ほかに二六時中もこの目標額に頭を悩まさないわけならぬということになるわけなんです、かかる費用をとらないで、その負担が末端の従業員の非常な労働過重になるということについて、郵政省の方はどういうようにお考えになつておられますか。

○大野(勝)政府委員 いろいろ条件を考えずに、しやにむに非常に早く、無理な方法でもつて独立採算を達成しようとしたらすれば、まさにお説の通りの結果になります。そのようになるとは、郵政省といたしましては、たゞき策ではないかと考えておられます。たとえば貯金につきまして、なるほど貯蓄の増強という国の大方針がきまりますれば、それに相応して可能な限り努力はいたしますけれども、必ずしもたゞいまお話になりましたような、二千五百億ならば二千五百億というものを、無理やり達成するために、現業の職員に諸君に不可能をしいるといふようなことは、する考えを持つておらないのでございまして、

○林(百)委員 しかし現実の情勢としては、たとえば特定局——特定局という制度はなくなつたかどうかしりませんが、特定局の局長あたりが、定額貯金の割当が来まして、実はみんな悲鳴をあげておるのですが、この割当制というものはいいですか。

○白根政府委員 割当制というのは、募集技術上申し上げておられますけれども、期待額というやうな意味でやるように現場に指示しております。

○林(百)委員 割当でも期待でも似たやうなものですが、私はもちろん貯金するのはいと思ひますが、そういうように貯金を勧める場合には、今言つた、たとい一日でも郵便局へ貯金したものに利子をつけるのか、そういう

○大野(勝)政府委員 これは資金運用部資金法案というのが、現在国会に提案されておりますが、その資金運用部資金法案の中にきめてある利率でございまして、

○林(百)委員 ですからそういう場合、郵政省あるいは郵便貯金特別会計としては、かかつたコストだけぐらゐの利率にしてみたらえなかつたのですか。

○大野(勝)政府委員 内輪話で恐れ入りますけれども、われ／＼といたしましては、あの利率がきめられるまでの間には、極力そういう主張をいたしたのでございまして、結果におきましては、あらゆる他の資金と同様の取扱いにします。そのかわり不足の分は一般会計から補給するというところで、ただいまの案のようになつておるわけでございます。

○林(百)委員 もしそういうようにかかつたコストに赤字が出たら、一般会計から繰入れると申しますが、たとえば郵便貯金特別会計としては、二千五百億になれば五分五厘のコストでやつて行けるといふ目標額が示されるわけですね。この目標額に達すれば、五分五厘で赤字が消える。よその特別会計並になるからというところで、この目標額が示されるが、末端に行くと、郵便局長から郵便局の扱い人まで、そのために非常に労働強化をしている。これは時間外の仕事としておぼさつて来るわけですか。それから簡易保険もそうだとおぼす。たしか本年度の簡易保険の増資は、百七億ふやすという目標が出ておられます。この簡易保険のごときも、勧誘員としては、一定の時間郵便局で勤めて、ほかに二六時中もこの目標額に頭を悩まさないわけならぬということになるわけなんです、かかる費用をとらないで、その負担が末端の従業員の非常な労働過重になるということについて、郵政省の方はどういうようにお考えになつておられますか。

よりな保護の道を講じておいて、それからやるならいいが、そういうのはつばなしておいて、自分の利益になるものだけふやそうといったつて無理だと思ひます。やはりそういう点も十分勘案して、将来この郵便貯金特別会計の運用、それから郵政事業の独立採算制というところについて考えてもらいたいと思ひます。ここで私これ以上このことを申しませんが、実際末端の郵便局長から、郵政事務に携つてゐる諸君が、この簡易保険や郵便貯金の割当で、非常に苦勞しておる。グラフをつくつたり、成績表が出て来ますから、一定の成績が上らないと、やはりその人の将来の俸給とか、その人の地位、身分にまで影響して来るといふことで、重大な關心を持つておるわけですから。この点も十分郵政省としては關心を持つていただきたいと思ひます。

それから五分五厘の利子であります。私はどうしてもこれは不合理だと思ひます。資金運用部としてはこれで金融債を引受けて、八分七厘くらいの利子を銀行からとつてゐる。銀行はまたこれを運用して一割二分くらいの利子をとつてゐる。それから地方債にしても七分五、六厘です。ところが縁の下の方へは、五分五厘の利子しかよきません。このさやを資金運用部はかき合せてゐる。資金運用部のさやかせぎのために、郵政事業なり郵便特別会計で、縁の下の方へは、末端の郵便局長や従業員が苦勞しなければならぬ。この点がどうしても私はわからぬ。この点について将来郵政省の当事者として十分な關心を持つて——私は郵政省の人たちは割合に人がよくておとな

しい。ただ首切りや一般従業員を彈圧することだけは反対ですが、割合いおとなしく、遠慮しがちで、従つて政治性がないと思ひますが、将来腰をすえて郵政事業あるいは郵便貯金特別会計のために、ひとつこうした大もとの不合理を直すように努力してもらいたいという希望を申し上げて、私の質問を打切ります。

○池田委員長 それでは郵便法の一部を改正する法律案以外の三案に対する御質疑はありませんか。——別に質疑もないようでありますので、これにて三法律案に対する質疑は終局いたしました。

この際お諮りいたします。先ほど林委員より、郵便法の一部を改正する法律案の第三種郵便物の取扱ひに關して、日本新聞協会より一名の参考人を御推薦願ひ、本委員会において参考意見を聴取いたしたいとの御希望がありましたので、御希望通り参考人の出席を求め、参考意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○池田委員長 御異議なしと認めます。それではさう決しました。なおその手續等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

昭和二十六年四月十三日印刷

昭和二十六年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所